

日本高度実践看護学会 CNS 部門 教育・研修委員会細則

(設置と目的)

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会において、高度実践看護師としての役割を開発し、発揮することを支援するため、教育・研修委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、委員8名程度をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。

3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。

一 理事の中から、理事長が指名する場合

二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

第3条 委員長は委員会を統括し、教育・研修会の企画及び運営に関する責務を担う。

2 副委員長は、教育・研修会及び委員会運営において、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、教育・研修会の企画及び実務を分担する。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算2任期を上限とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

2 委員長は必要と認める場合、会議を開催することができる。

3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は高度実践看護師の能力向上を目的とする教育・研修会の企画及び運営に係る以下の事項を審議し、その実務を遂行する。

1 能力向上のための教育・研修内容の検討

2 教育・研修会の評価及び改善

3 高度実践看護師の能力向上に関する関係団体・教育機関との連携

4 その他、委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、教育・研修委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 この細則は令和7年10月19日から施行する。

2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。